

(第四部)

第二回参議院司法委員会會議錄第三十二号

昭和二十三年五月二十七日(木曜日)午前十時三十分開會

委員の異動

五月二十六日(水曜日)委員奥主一郎君降任につき、その補缺として遠山内市君を議長において選定した。

本日開會に付した事件

○日本國憲法施行の際に效力を有する命令の規定の效力等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○行政代執行法の施行に伴う關係法律の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(伊藤修君) これより司法委員會を開會いたします。

本委員會に本付託になりましたところの、日本國憲法施行の際に效力を有する命令の規定の效力等に関する法律の一部を改正する法律案を議題にいたします。豫備審査に繼續をいたしまして質疑を繼續いたします……別に御質疑がなければこれを以て質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員(伊藤修君) それでは質疑はこれで打ち切ります。本案につきましては別に討論を省略いたしまして、直ちに採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員(伊藤修君) それでは本案について御質疑の方は御起立をお願いします。

(議員起立)

○委員(伊藤修君) 全會一致を以て原案通り可決いたしました。

尙本會議におけるところの委員長の口頭報告については、豫め御了承を願うておきます。尙御署名をお願いすることになります。

(多数意見者署名)

○委員(伊藤修君) 次に行政代執行法の施行に伴う關係法律の整理に関する法律案、これも本委員會に本付託になりましたので、豫備審査に繼續をいたしまして、質疑を繼續いたしたいと思います。

○專門調査員(泉芳政君) ちよつと政府委員にお伺いいたしますが、行政代執行法の中に「行政官廳」とある行

政執行法は「行政官廳」とあります。その言葉使用の區別によつて、本法の今度提案になつております法律の一部が、削除されておりますことに、影響があるものでありましようか。その點を御説明願ひたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 御承知のよう、從來の法律その他の一般法制上の扱いといたしまして、行政官廳という文字と、行政官廳という文字を使い分けておるわけでありまして、即ち行政官廳といつた場合においては、純粹の國の機關だけを指す。それから道路法や都市計畫法その他多數あつたと思

います。行政官廳と使つております場合は、公共團體及び公共團體の機關といふものと、國の本來的行政官廳とを合

めて、非常に廣い意味で使つておるわけでありまして、従ひまして、只今御指摘の通りこの行政代執行法においては行政官廳といふのは、舊行政代執行法における行政官廳よりも廣くなつておる。公共團體及び公共團體の機關を含むといふことに相成るのであります。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員(伊藤修君) 他に御質疑がなければこれを以て終了することにいたします。御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員(伊藤修君) では質疑はこれを以て終局いたします。別に討論もございませなければ討論を省略いたしまして、直ちに採決に入りたいと思ひます。如何ですか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員(伊藤修君) では直ちに採決いたしたいと思います。原案に賛成の方は御起立をお願いします。

(議員起立)

○委員(伊藤修君) 全會一致原案を可決すべきものと決定いたしました。尙本會議における委員長の口頭報告については豫め御了承を願つて置きます。尙原案賛成の方は御署名をお願いします。

(多数意見者署名)

○委員(伊藤修君) 本日はこれを以て散會いたします。

午前十四時四十二分散會

出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君
理事 鈴木 安孝君

委員

岡部 龍君

中村 正雄君

水久保善作君

前之園喜一郎君

宇都宮 登君

來馬 琢道君

松村眞一郎君

宮城タマヨ君

星野 芳樹君

小川 友三君

西田 天香君

政府委員

法制長官 佐藤 達夫君

專門調査員 泉 芳政君

五月二十五日本委員會に左の事件を付託された。

一、青年補導法案(鬼丸義賢君發議)

青年補導法案

右成規により發議する。

昭和二十三年五月二十五日

賛成者 鬼丸 義賢

小川 友三 齋 武雄

中村 正雄 前之園喜一郎

鈴木 安孝 宮城タマヨ

奥主一郎 岡部 常

水久保善作 星野 芳樹

伊藤 修 松村眞一郎

西田 天香 來馬 琢道

参議院長松平恒雄殿

年に對して適切な補導を行い、これを正當な社會人として再生させることを目的とする。

第二條 この法律で青年とは、年齢十八年以上二十六年未満の者をいふ。

第三條 青年について五年以下の懲役又は禁錮の刑に處することが相當と認められる場合において、その犯罪の原因、その者の性質、能力、經歷等を考慮し刑を科することが不適當と認めるときは、裁判所は、刑の言い渡しに代えて、判決で、青年補導所(以下補導所という。)に入所を命ずることができ

裁判所は、前項の處分をなすについては、五年以下の範圍で入所の期間を定めなければならない。

第四條 前條の場合において、判決前に調査のため必要と認めるときは、裁判所は、職權を以て又は檢察官の申立により、その者に對し九十日を越えない期間、假に補導所に入所を命ずることができる。

前項の場合において、補導所長は、前條に規定する判斷をなすについて参考となる意見を裁判所に提出しなければならない。

第一項の處分は、事件を終局せしめる裁判の確定によつて、その效力を失ふものとする。

第五條 第三條の處分は、刑事訴訟法第四百三條又は同法第四百五十二條の規定の適用については、罰

金よりも重く、禁錮よりも軽く、懲役又は禁錮の執行猶豫の言ひ渡しとの間には輕重がないものとみなす。

第三條の處分の執行については、刑事訴訟法第五百四十七條乃至第五百五十二條の規定を準用する。

第六條 刑法第二十二條乃至第二十四條及び同法第三十一條乃至第三十四條の規定は、第三條の處分にこれを準用する。但し、同法第三十二條の期間は、これを五年とする。

第七條 在所者が入所の期間中に禁錮以外の刑の執行を受けるに至つたときは、入所の期間は、その時を以て終了したものとみなす。

第八條 第三條又は第四條の處分を受けた者が逃走したときは、刑法第二編第六章の罪を以てこれを處斷する。但し、在所者については、補導所長の請求を待つてこれを論ずる。

第二章 青年補導所

第九條 補導所は、第三條又は第四條の規定及び他の法律の規定により入所を命ぜられた者を收容する所とする。

第十條 補導所は、これを國立とし、主務大臣がこれを管理する。

第十一條 補導所に所長以下必要な職員を置く。

職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

第十二條 補導所の運営に關する重要な事項を審議するため、補導所ごとに、青年補導所運営委員會（以下委員會といふ。）を置く。

委員會は、委員五人でこれを組織する。

委員會の委員は、主務大臣がこれを命ずる。

第十三條 この法律で定めるものの外、委員會について必要な事項は、政令でこれを定める。

第三章 補導及び處遇

第十四條 在所者の補導は、必要な教養を施し、勤勉で規律のある生活の下に主としてその適性に應じた職業の補導を通じて、正常な社會人として再生させるようにこれを行わなければならない。

第十五條 在所者は、男子と女子とを各別に收容する。

第十六條 所長以下の職員は、常に在所者の心身の状況に注意し、それが保護のため必要な手段を講じなければならない。

第十七條 委員會は、少くとも三月に一回補導所を査察し、補導所の運営及び補導の状況を主務大臣に報告しなければならない。

第十八條 委員會は、補導所の運営及び補導に關し必要な事項について、所長に勧告しなければならない。

第十九條 在所者は、所定の作業に従事しなければならない。

在所者には、その従事する作業につき給與金を支給することができ、

第二十條 所長は、在所者に對し、命令の定めるところにより、面會、通信、金品の授受又は圖書の閲覧について必要な制限を加えることができる。

第二十一條 所長は、在所者の所持

する金品を領置し又は保護者若しくは適當な者にその保管を委託することができ、

所長又はその委託を受けた者は、善良なる管理者の注意を以て前項の金品を保管しなければならない。

第二十二條 所長は、委員會の議を経て、成績の優良な在所者に對し、賞遇を與えることができる。その種類及び方法は、命令でこれを定める。

第二十三條 所長は、紀律に違反した在所者に對し、委員會の議を経て、懲戒を行うことができる。前項の懲戒は、左の各號に掲げる方法以外の方法によることができない。

一 訓戒を加えること。
二 一定期間賞遇の授與を減じ又は停止すること。
三 一定期間獨居して謹慎させること。但し、その期間は、三十日を越えることができない。

第二十四條 在所者が逃走したときは、補導所の職員は、何時でもこれを連れもどすことができる。前項の場合において必要があると認めるときは、所長は、裁判所に逮捕状を求めることができる。

第二十五條 この法律又は他の法律で定めるものの外、在所者の處遇その他について必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十六條 所長は、委員會の議を経て、主務大臣の認可を受けて、在所者の處遇に關する細則を定めなければならない。

附則

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。但し、遅くとも昭和二十三年十二月三十一日までに施行しなければならない。

五月二十六日本委員會に左の事件を付託された。

一、民事訴訟法の一部を改正する法律案（第五十六號）（豫備審査のための付託は四月二日）
一、行政代執行法の施行に伴う關係法律の整理に關する法律案（第五十七號）

一、日本國憲法施行の際現に效力を有する命令の規定の效力等に関する法律の一部を改正する法律案（第五十八號）（豫備審査のための付託は五月十四日）